

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則及び岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

(岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成13年岩手県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|--|---|-----|--|---|-----|
| 別表第1(第6条関係) | | | 別表第1(第6条関係) | | |
| 区分 | 単位 | 金額 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] | | 1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] | |
| [略] | | | [略] | | |
| 別表第2(第6条関係) | | | 別表第2(第6条関係) | | |
| 開示の実施の方法 | 区分 | 金額 | 開示の実施の方法 | 区分 | 金額 |
| 複製物の交付 | 1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物 | [略] | 複製物の交付 | 1 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] | 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。) | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |

(岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第2条 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年岩手県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|--|-----|---|--|-----|
| 別表第1（第11条関係） | | | 別表第1（第11条関係） | | |
| 区分 | 単位 | 金額 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1 乾式の複写機による写し（ <u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u> ） | [略] | | 1 乾式の複写機による写し（ <u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u> ） | [略] | |
| [略] | | | [略] | | |
| 別表第2（第11条関係） | | | 別表第2（第11条関係） | | |
| 開示の実施の方法 | 区分 | 金額 | 開示の実施の方法 | 区分 | 金額 |
| 複製物の交付 | 1 光ディスク（ <u>日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u> ）に複製した複製物 | [略] | 複製物の交付 | 1 光ディスク（ <u>日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。</u> ）に複製した複製物 | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し（ <u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u> ） | [略] | 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付 | 1 乾式の複写機による写し（ <u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u> ） | [略] |
| | [略] | | | [略] | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | | | |

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。